

令和6年度 ふくい業務改善・賃上げ応援事業 Q&A

令和6年10月11日

(B)奨励金に関する Q&A

【業務改善助成金を申請せずに2回目以降の賃上げを実施する場合】

Q1 令和6年度に国の業務改善助成金を申請し、例えば、1回目の賃上げとして事業場内最低賃金を既に970円から1,000円に引き上げ、交付決定通知を受けているが、業務改善助成金を申請せず、2回目以降の賃上げを行い、事業場内最低賃金を1,030円にまで引き上げを行う場合、県の奨励金の支給対象となるか？

A1 令和6年4月1日～令和7年3月10日の期間に国の業務改善助成金の交付決定通知を既に受けている事業場が、事業場内最低賃金を改めて支給対象となる金額以上に引き上げる場合も、奨励金の支給対象としています。県への申請の際は、業務改善助成金の申請時に福井労働局に提出した事業実施計画書の写しと、事業場内最低賃金を支給対象となる金額以上に引き上げる旨の誓約書の提出が必要となります。そのほかの取り扱いについては、要綱の規定をご参照ください。

Q2 事業場内最低賃金を支給対象となる金額以上に引き上げる場合、対象労働者の要件はあるか？また、対象労働者の人数はどのように算出するのか？

A2 対象労働者は国の業務改善助成金の対象労働者と同じです。事業場内最低賃金が支給対象となる金額以上に引き上げられたことを、ご提出いただく就業規則等で確認させていただきます。

【最低賃金の引き上げ期限について】

Q1 奨励金の支給要件である事業場内最低賃金の引き上げについて、期限はあるのか？

A1 事業場内最低賃金を支給対象となる金額以上に引上げを行う場合、賃金引き上げ日(就業規則等の改正の施行日)が令和6年度末日(令和7年3月31日)である必要があります。